

令和5年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針の項目
「過年度調整(納付金の過多)」の記載内容の変更について

現行の「過年度調整(納付金の過多)」の記載内容

令和3年度決算剰余金として生じた額のうち、国庫負担金等返還金、令和4年度国保事業費納付金の減算額及び財政安定化基金積立予定額(令和2年度決算剰余金)に充てる額を控除した額を全額納付金の減算に活用する。

上記については、令和4年度第1回県国保連携会議及び運営協議会で諮って承認されたものであり、この方針に沿って計算した結果は以下のようになった。(今後、金額の修正の可能性あり。)

過年度調整(納付金の過多)の算出

令和3年度決算剰余金	約176億12百万円…①
国庫負担金等返還金(令和4年度に返還)	約72億27百万円…②
令和4年度納付金の減算額	約62億25百万円…③
財政安定化基金積立予定額(令和2年度決算剰余金)	約31億15百万円…④
→令和5年度の納付金減算額(納付金の過多)	約10億45百万円…①-②-③-④

今回、別添「資料1-1」の1及び2の内容を踏まえて「過年度調整(納付金の過多)」の記載内容を以下のとおり変更することとしたい。

令和3年度決算剰余金として生じた額のうち、国庫負担金等返還金、令和4年度国保事業費納付金の減算額、県国保特別会計の収支不足等に充当する額及び財政安定化基金積立予定額(令和2年度決算剰余金)に充てる額を控除した額を全額納付金の減算に活用する。